2008.09.25

PL Report ＜2008 No.6＞

国内の PL 関連情報

アマメシバ訴訟で医学博士・雑誌社と和解

（2008 年 8 月 30 日　中部読売新聞ほか）

東南アジア原産の植物であるアマメシバを含む健康食品の摂食により呼吸器に重い障害を負い死亡した事故で、被害者親子が、製薬会社、販売会社、効用を記事で説明した医学博士、記事を掲載した雑誌社等に損害賠償を求めていた訴訟の控訴審で、医学博士及び雑誌社との和解が成立した。製薬会社および販売会社との訴訟は分離継続される。

和解条項には「記事の表現に起因して重篤な健康被害を受けた」と明記され、和解金 600 万円の支払い、再発防止などが盛り込まれた。

一審では、製薬会社、販売会社と医学博士の責任は認め、約 7600 万円の賠償を命じたが、雑誌社の責任は棄却していた。

アマメシバは、本事件が発生した 2001 年から 2 年が経過した 2003 年 9 月に厚生労働省が販売を禁止している。

ここがポイント

本件では製薬会社および販売会社の PL 責任と共に、特集記事で効用を宣伝した医学博士及び記事を掲載した雑誌出版社に対する不法行為責任が争われました。

体験談の形で書籍を出版することで薬事法の規制を逃れ、健康食品などの効用を宣伝する商法は「バイブル商法」と呼ばれています。本件は医学博士等の権威を利用した典型的な「バイブル商法」で、医学博士と雑誌出版社の過失責任が問われていたものです。

一審の時点から、雑誌出版社の「該当箇所は広告ではなく記事である」とする主張は認められず、実質的には広告であると判断されています。責任の有無については、1994 年に台湾で大量発生していた同種の被害に関する情報の収集が期待されるのかどうかが議論されましたが、「バイブル商法」への加担は明らかでした。

本件は薬事法による規制をかいくぐる「バイブル商法」によるものですが、製品広告でも誇大広告は不法行為責任が認められる可能性があります。PL 責任のうち、指示警告上の欠陥としてカタログなどでの安全性の過大表示がありますが、誇大広告でも損害発生に繋がり賠償責任が発生することがありますので十分注意する必要があります。

国民生活センターが子供の事故情報をメール配信

（2008 年 8 月 6 日　秋田魁新報ほか）

国民生活センターは、食品やおもちゃなどにより子供が被害を受ける製品事故情報やリコール情報、子育て世帯を狙った悪質商法の情報などを無料でメール配信するサービス「子どもサポート情報」を 6 月 25 日より開始した。

本件メールマガジンは、こんにゃくゼリーによる窒息事故やおむつ交換台からの転落事故などの頻度の高い事故の情報を速やかに伝えることを目的としており、現在まで「レーザー光線玩具」「花火」「後部座席シートベルト」による事故情報が取り上げられている。

国民生活センターのホームページの「見守り情報」のページから申し込める。
(http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mgtop.html)

ここがポイント

こんにゃくゼリーやおむつ交換台事故以外でも、玩具等の商品回収が相次いでいます。厚生労働省は食品衛生法施行規則を改正し、規制対象となる玩具の範囲を拡大し、原材料や塗料に含まれる重金属などの規制を強化しました。玩具の自主規制制度である ST マーク制度でも、検査期間の短縮、マーク有効期限の短縮、市場試買試験の強化等を行っています。

これら行政および業界にて対策強化を行っても、親や管理監督者の意識が高まらなければ事故はなくなりません。本件メールマガジンの最新号では「後部座席シートベルト」を取り上げ、子供が被るリスクを案内しています。後部座席シートベルトの装着義務化は交通安全対策としては必要ですが、子供の事故が増えることは推測できます。「子どもサポート情報」は事故の危険性を認識させることで、子供への事故防止を図ろうとしています。

このような製品安全に関する公共広報活動は公的団体が担い手になることが多いのですが、企業としても、顧客サービスの一環としてメールサービスなどで情報提供を行う場合は、このような公共広報活動の情報も取り入れておくことが望まれます。

国土交通省事故調査委員会が旅客機炎上事故を経過報告

（2008 年 8 月 29 日　日本経済新聞ほか）

2007 年 8 月に旅客機が那覇空港で炎上した事故について、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会が経過報告を発表した。

事故は、可動翼の支柱から脱落したボルトが燃料タンクに突き刺さり、漏れ出した燃料に引火したとされた。ボルトの脱落原因はワッシャー（緩み止め用の留め具）の欠落であるが、ワッシャーがないとナットが支柱の穴を通り抜けてしまう構造的な欠陥があった。

航空会社では航空機製造メーカーの指示により、事故の 1 ヶ月前にこのボルトの締め直しを行った。その際にワッシャーが脱落したものと見られるが、航空会社は航空機製造メーカーの指示手順どおりに作業を行ったと主張している。

航空機製造メーカーは既に新造機のボルト回りの設計を変更しており、近く現行運用機の改修を予定している。

ここがポイント

本件事故のボルトの脱落原因は、「ワッシャーの欠落」と「ナットの大きさ等の構造設計の不具合」が併発したことです。

ワッシャーはナットの緩み止めを目的とした部品で構造材ではないため、ワッシャーの欠落でボルトが脱落することは構造設計の不具合となり、設計の変更は当然行われるべきです。

一方、事故機はナットが締まっていてワッシャーが入っていないボルト組みと、一回締め付けた跡があるワッシャーが見つかっており、航空会社の整備不備もあると思われますが、航空会社は未だ責任を認めていません。

本件の新聞報道には、航空機製造メーカーの設計責任を重く見る記事と航空会社の整備責任を重く見る記事の両方があります。航空機製造メーカーは既に改善に着手しており、今後更に風当たりが強くなることは考えられませんが、航空会社の事故対応の姿勢に対する批判が強まることは十分に考えられます。航空会社においては、整備体制の見直し等、自社の安全対策の向上を図ることが必要です。

海外の PL 関連情報

米国で消費者製品安全委員会を強化する法律が成立

消費者製品安全委員会（CPSC）の権限を強化する法律が 8 月 14 日、大統領の承認を得て成立した。

中国製おもちゃの安全問題への対処の遅れへの対応として、米国議会では消費者製品安全委員会の予算を増額し権限を強化する法案が提出されていた。約 1 年間に及ぶ上下両院での調整の結果、消費者製品安全改善法（Consumer Product Safety Improvement Act of 2008）として両院を通過し、大統領の承認を得て成立に至った。

法律には、子供用製品に関する新規制と CPSC の権限強化が規定されており、CPSC の権限強化の規定の主なものは下記のとおりである。

- 予算の増額（5 年間で 1.7 倍へ）、人員・設備の増強
- 州司法長官による取締執行
- 製品事故のデータベース整備と消費者による利用
- 内部告発者保護
- 罰則金の増額（現行の 125 万ﾄﾞﾙを 1500 万ﾄﾞﾙへ）

ここがポイント

昨年度は中国製おもちゃの鉛塗料問題や磁石問題があり、米国では多数のリコールが行われました。同問題に対する CPSC の対応の遅れが指摘され、CPSC の権限強化の動きが出ていました。CPSC 内で PRIZM と呼ばれる CPSC 強化法案が練られ、上下院にて何度も審議を重ね、法案は名称を変えながら統一案として議会を通過しました。大統領は、当初、罰則強化や内部告発の奨励などは企業との対立を深め、CPSC の訴訟経費および時間の費消が増える等として、法案には反対の態度を表明し、代わりに製品安全の技術専門家を増やすことを中心とした予算増額を主張していました。しかし、技術専門家を増加させることの目処がある程度立ったことと子供用製品の安全性確認の強化の早期実現のために、法案支持に態度を変えた経緯があります。

CPSC 強化法では、一般消費財の製品安全性確認のための制度をより厳しくし、監視を強化することになります。中国製品が念頭におかれているものの、中国製品に限定されるわけではなく、日本製品についても同様の安全確認や罰則が課せられることになります。輸出企業においては、CPSC による新しい制度に対応できるように製品の安全確認を行い、不具合が発生した場合にも適切な対応をすることが求められます。

タイ国消費者訴訟法が施行

タイ国で、消費者が提起する訴訟の手続を定めた消費者訴訟法が 8 月 24 日に施行された。製造物責任法が来年 2 月から施行されることに合わせ、消費者関連の苦情・訴訟手続を整備し、消費者保護を推進する目的で制定されたものである。

消費者訴訟法は製品、契約、サービスに関わる消費者の苦情申立の進め方につき規定しており、消費者の訴えがより適正に扱われるよう配慮され、消費者の権利強化と手続きの迅速化・簡便化が図られている。

消費者の苦情は消費者保護委員会事務所にて登録され、専門係官による証拠収集の後、事業者との和解交渉がなされることとなる。和解が不調に終われば、消費者は近辺の裁判所へ提訴できる。事業者が反対訴訟を提起する場合も、消費者が居住する近辺の裁判所への提訴に限定される。

過去にあった訴訟と被告や内容が同じ訴訟は、裁判所は公判を行わず、過去の訴訟の判断から判決が出されることになり、迅速化がはかられる。

裁判所における訴訟の進行にも配慮があり、15 日間を限度とする延期が 1 度しか認められず、2 審制が採用され、早期決着することになる。

費用負担については、消費者側は、訴えが不合理であったり、申し立てた損害が過剰であったり、裁判の進行への不当な遅延がなければ、訴訟結果に関係なく裁判所登録費用、手数料、証人や弁護士の費用の負担はない。

本法律は主に民事訴訟手続きに準拠しているが、下記 4 点に特徴がある。

1. 各々の訴えには訴訟手続を補助する「訴訟係官」が任命され、調停・証拠収集・証言記録などを消費者（原告）に代わって行う。
2. 消費者（原告）の免除は、書面による立証の免除、費用負担の免除の他、口頭での訴訟提起ができ書面作成の免除がある。
3. 消費者保護委員会や消費者団体による訴訟代理ができる。
4. 訴訟取り下げは、裁判所による消費者保護を考慮した上での認可が必要である。

タイ国の消費者保護委員会事務所へ報告された苦情（2007 年 10 月より 2008 年 6 月まで）は、総数が 4,210 件であり、内訳は次の通りであった。

不動産関連	1,901 件	全体の 45.15%
製品・サービス	1,280	30.40%
広告	782	18.58%
店頭販売	247	5.87%

「製品・サービス」の苦情の内訳は次の通りとなっている。

自動車	151 件
製品・サービスの価格	143
電話	129
看護	49
銀行サービス	30
コンピュータ	4
公共サービス	1
その他（一般製品の欠陥、生保、損保、契約、消費者サービスなど）	773

ここがポイント

タイでは、昨年末に政治の混乱が一時的に沈静化し、国会が召集されたことにより、懸案となっていた法案の立法化がすすめられました。製造物責任法についても来年 2 月より施行されることになっていますが、それに先立ち、消費者の苦情申立の取り扱いを定めた法律が施行されました。1979 年の消費者保護法により設立された消費者保護委員会を中心に消費者保護政策が推進されており、消費者側の立証責任を軽減することを中心とした消費者訴訟の手続法は、実体法である製造物責任法と相まって、消費者による申し立て、訴訟提起の機会を増大させるものと思われます。

特に、消費者は口頭のみで申し立てをし、無料で政府機関の係官が主体的に証拠収集や交

涉をするシステムは消費者保護の面では画期的なもので、今後の運用と訴訟意識が薄いといわれているタイ国民の変化に注目する必要があります。

消費者の声が大きくなり、法的手段においても消費者保護の精神および制度が拡大する中、企業としては、消費者の声に耳を傾け、適切な対応がとれるよう今一度社内体制を見直し、販売現場における「お客様」と同様に、事故に遭遇した消費者とも良い関係を築いていくことが必要となります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2008